

生産緑地地区の指定と納税猶予制度について

生産緑地地区の指定は、平成23年1月21日に市街化区域編入と同時に行いました。生産緑地地区指定により、市街化区域編入後も農地並み課税となりますが、30年間は農地として農業を続ける義務が生じます。

また、相続税等の納税猶予を受けている方は、税務署での手続きが必要になります。税務署の手続きには、朝霞市都市計画課計画係で発行する「納税猶予の特例適用の農地等該当証明書」が必要となります。まだ、手続きがお済みでない方は、早急に朝霞税務署（電話 048-467-2211）にお問い合わせください。

問い合わせ先／

都市計画課 みどり公園係

内線：2102～3、2523 ダイヤルイン：048-463-0374